

平成29年8月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成 29 年 8 月 10 日、午前 9 時 30 分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館 5 階大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員	
2 番	池田 清茂 委員	
3 番	池田 龍子 委員	
4 番	石井 孝雄 委員	
5 番	稲富 克紀 委員	
6 番	上村 孝二 委員	
7 番	内田 洋一 委員	
8 番	緒方 義範 委員	欠席
9 番	笠 幸夫 委員	
10 番	古賀 誠一 委員	
11 番	古賀 喜治 委員	
12 番	坂井 康孝 委員	
13 番	平 壯一 委員	
14 番	田中 文 委員	
15 番	田中 弥生 委員	
16 番	手島富士雄 委員	
17 番	富松 隆晴 委員	
18 番	中村 彩 委員	欠席
19 番	日比生和雄 委員	
20 番	深川 嘉穂 委員	
21 番	松延 洋一 委員	
22 番	馬渡恵美子 委員	
23 番	森崎 康洋 委員	
24 番	諸藤 澄夫 委員	

事務局の出席者は10名である。

**議 長** それでは、平成 29 年 8 月の農業委員会総会を開催いたします。  
「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
本議案の審議番号 6 番は、農業委員会法に関する法律 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。  
よって、審議番号 6 番と、それ以外に分けて審議をいたします。  
まずは、第 1 号議案のうち、審議番号 6 番の審議を最初に行いたいと思います。  
議事参与の制限の対象が議長でありますので、第 1 職務代理者の議席番号 19 番、日比生和雄委員に議長を交代し、私は退席をいたします。日比生委員、よろしくお願いいいたします。

笠 幸夫委員 退席

**議長代理** ただいま議長を仰せつかりました日比生でございます。何分不慣れでございますすけども、皆様方の御協力をよろしくお願いいいたします。  
それでは、第 1 号議案のうち、審議番号 6 番についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** それでは、議案の 1 ページをお願いいたします。  
「第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
2 ページをお願いいたします。所有権移転、西部地域、6 番の 1 件です。  
この申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、西部審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。  
以上、説明を終わります。

**議長代理** 事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長代理** 質疑が無いようでございますので、これにて質疑を終了いたします。  
ただいまから採決をいたします。  
第1号議案 審議番号6番につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議長代理** 全員挙手により、「第1号議案 審議番号6番」につきましては、可決されました。  
審議番号6番の審議は終了いたしましたので、退席をされています議席番号9番、笠 幸夫委員の出席を求めます。

笠 幸夫委員 出席

**議長代理** 笠委員に御報告いたします。審議番号6番は可決をされました。  
以上をもちまして、議長を退任し、笠会長に議長を交代したいと思います。  
どうもありがとうございました。

**議 長** 日比生副会長、本当にありがとうございました。  
それでは、議事を進めます。  
第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** それでは、議案の1ページをお願いいたします。  
「第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から5番まで5件です。  
2ページをお願いいたします。西部地域、7番から、3ページ、11番まで5件

です。

3 ページをお願いいたします。賃借権設定、西部地域、12 番、1 件です。

4 ページをお願いいたします。使用貸借権設定、西部地域、13 番、14 番の 2 件です。

なお、12 番については、下限面積をいたしておりませんが、農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号において、権利の取得後における耕作の需要が草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合は例外にするとされております。

今回の申請は、イチゴの栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。

以上、1 番から 6 番を除いた 14 番までの全ての申請案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準について、東西審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号 12 番、13 番及び 14 番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より御報告をお願いいたします。

審議番号 12 番は、三潴町高三潴地区の案件でございますので、富松委員から報告を受けたいと思います。

あとは、順次、審議番号順に御報告をお願いいたします。

**富松委員** それでは、審議番号 12 番の新規就農の件につきまして、7 月 31 日に農業委員として、私富松と中村推進委員及び農業委員会三潴事務局職員においてヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

譲受人は、現在、藤光 1 丁目に住んでおり、今回、三潴町の農地を借り入れて農業を始める予定です。営農計画はイチゴを作られる予定です。ハウス等の設備は譲渡人から借り入れ、また、同時に耕作機械等も借り受けることになって

おります。実家は非農家ということですが、親戚が三瀨町でイチゴ農家をされており、1年間は、その親戚のもとで研修を受けられました。今後は、JAのイチゴ部会にも入会し、県の普及センターなどと併せて、知識や技術の習得に取り組んでいかれる予定です。

農機具については、軽トラックを所有しており、また、トラクターなどの機械を、イチゴ農家をしている友人から借り受けることとなっています。また、今回は耕作権の取得面積が 2,043 m<sup>2</sup>ということで、三瀨町の下限面積 50 アールを満たしておりませんが、イチゴのハウス栽培ということで、集約的に経営が行えるものと判断し、農地法に定める例外規定を適用したものであります。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また、次世代農業の担い手としての活躍も見込めることと考えられます。なお、8月2日に行われました西部審議会において、ヒアリングの結果について報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、審議番号 12 番について報告を終わります。

**諸藤副会長** それでは、審議番号 13 番と 14 番の新規就農の件について、7月26日に担当地区の農業委員、推進委員及び農業委員会事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、御報告いたします。

申請人は現在荒木町に住んでおり、今回、荒木町の農地を借り受けて農業を始める予定です。営農計画はリーフレタスを作られる予定です。農業経験は荒木町のレタス農家のもとで1年間研修を受けられおります。就農の相談についても、研修先の荒木町のレタス農家へ相談を行うということです。農機具については、同居の父親のトラクター、軽トラックなどを使用される予定です。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また、市の認定、新規就農者の認定も受けられる予定であることから、地域の農業の担い手としての活躍も見込まれるものと考えられております。

なお、8月2日に行われました西部審査会において、ヒアリングの結果について報告を行い、問題無いものと判断されております。

以上、審議番号 13 番及び 14 番についての報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち、審議番号6番を除く議案については可決をいたしました。  
続きまして、「第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案の5ページをお願いいたします。  
「第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番の1件です。  
1番、申請地、田主丸町牧、田、畑、4筆、合計186㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。  
西部地域、2番から4番まで3件です。  
2番、申請地、城島町芦塚、田、983㎡のうち490㎡、申請理由、申請地を農業用施設用地として利用するものです。農地区分は農用地となっておりますが、農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。  
3番、申請地、三潁町玉満、畑、92㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地と

して拡張するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、三潞町玉満、畑、126 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

以上、説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**日比生副会長** それでは、審議番号1番につきましての説明をいたします。地図ナンバーは1番でございます。

転用の目的は農家住宅の敷地拡張をするものでございますが、申請地の一部を既に住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの条件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断をいたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設及び既存の水路を經由して、南側の水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して、南側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存及び新設のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

申請案件につきまして、排水承諾等添付書類を確認いたしております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題無いものと判断いたしております。御審議のほどよろしく願います。

以上です。



**諸藤副会長** 続きます、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーも 2 番です。転用目的は農業用施設用地として利用するものです。

農地区分については農用地であります、転用目的が農用地利用計画に指定された用途に供するものであるため、不許可の例外規定に適用するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、簡易式トイレを利用いたします。

被害防除につきましては、既設及び新設のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きます、審議番号 3 番について説明いたします。地図ナンバーも 3 番です。転用目的は、農家住宅の敷地を拡張するものですが、既に申請地を住宅敷地として利用されていたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地であります、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の既設の溜枡を経由して、南側道路側溝及び西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側水路へ放流いたします。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きます、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーも 4 番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、既に申請地を住宅地として利用されていたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内の既設の溜枡を経由して、西側水路へ放流いたします。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側水路へ放流いた

します。

被害防除につきましては、既設コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

全ての申請案件につきまして、排水承諾等添付書類を確認いたしております。

担当区域の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました  
が、問題が無いものと判断しております。審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

**議 長** 以上で、審査会からの報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第 2 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により第 2 号議案は可決されました。

続きまして、「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございます  
が、審議番号 2 番につきましては、次の「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に  
よる許可申請について」との関連の案件でございますので、第 3 号議案と第 4  
号議案を一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** それでは、議案の 6 ページをお願いいたします。

「第 3 号議案農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1 番、1 件です。

1 番、申請地、北野町稲敷、田、2,619 m<sup>2</sup>、申請理由、計画内容を変更するものです。変更内容、分譲地及び道路の配置を変更するものです。

西部地域、2 番、1 件です。

2 番、申請地、三潯町壱町原、田、2 筆、合計 452 m<sup>2</sup>、申請理由、事業主を変更するものです。変更内容、以前の計画では、\*\*\*\*\*様が 2 筆にまたがり自己用住宅を建築する計画でしたが、今回、139 番 3 は\*\*\*\*\*様、139 番 4 は\*\*\*\*\*様がそれぞれ自己用住宅を建築するという内容に変更されているものとなっております。

なお、第 4 号議案 19 番、20 番と関連しておりますので、続けて、第 4 号議案を説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1 番から、10 ページ、16 番まで 16 件です。

1 番、申請地、善導寺町木塚、畑、182 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて農家住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

2 番、申請地、宮ノ陣町八丁島、田、340 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

3 番、申請地、藤山町、田、2 筆、合計 2,005 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、農産物加工場・販売所を建築するものです。農地区分は農用地となっておりますが、農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

4 番、申請地、山本町豊田、田、500 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、公益性が高いと認められる事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

8 ページをお願いいたします。

5 番、申請地、田主丸町秋成、田、畑、3 筆、合計 319.55 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分では、第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

6 番、申請地、田主丸町秋成、田、2 筆、合計 314 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分では第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

7 番、申請地、田主丸町田主丸、田、1,036 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、集合住宅 2 棟 10 戸を建築するものです。

8 番、申請地、田主丸町田主丸、田、173 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、進入路として利用するものです。

9 番、申請地、田主丸町田主丸、田、396 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9 ページをお願いいたします。

10 番、申請地、田主丸町中尾、畑、1,182 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

11 番、申請地、田主丸町船越、畑、310 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、建売住宅 1 戸を建築するものです。

12 番、申請地、田主丸町牧、畑、186 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

13 番、申請地、田主丸町益生田、畑、2 筆、合計 495 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

14 番、申請地、北野町高良、畑、462 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

15 番、申請地、北野町中、畑、444 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域

農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10 ページをお願いいたします。

16 番、申請地、北野町仁王丸、畑、395 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

西部地域、17 番から、12 ページ、28 番まで、12 件です。

17 番、申請地、荒木町白口、田、231 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

18 番、申請地、荒木町藤田、畑、489 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置するものです。

19 番、申請地、三潞町壱町原、田、199 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。なお、この申請につきましては、第 3 号議案 2 番と関連しています。

20 番、申請地、三潞町壱町原、田、253 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。なお、この申請につきましても、第 3 号議案 2 番と関連しております。

11 ページをお願いします。

21 番、申請地、三潞町高三潞、田、6 筆、合計 639 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

22 番、申請地、三潞町高三潞、田、274 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

23 番、申請地、三潞町高三潞、田、156 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

24 番、申請地、三潞町玉満、田、303 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、宅地分

譲 4 区画を行うものです。

25 番、申請地、三潞町玉満、田、畑、2 筆、合計 142 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。こちらの 3466 番 5 の田につきましては、農地区分は第 1 種農地となりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

12 ページをお願いいたします。

26 番、申請地、三潞町玉満、田、2 筆、合計 973 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、コインランドリーを設置するものです。

27 番、申請地、三潞町西牟田、田、2 筆、合計 2,074 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場の敷地として拡張するものです。農地区分は第 1 種農地となりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用するものです。

28 番、申請地、三潞町原田、田、615 m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅及び倉庫を建築するものです。農地区分は第 1 種農地となりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用するものです。

なお、審議番号 3 番、27 番につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上、説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

第 3 号議案審議番号 2 番につきましては、第 4 号議案の報告の中であわせてお願いをいたします。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

**日比生副会長** 東部でございます。審議番号 1 番でございます。地図ナンバーは 5 番でございます。

この案件は、宅地分譲 9 区画を転用目的として、平成 29 年 5 月 12 日に 5 条許可を得られたものでございます。今回計画内容であります分譲地及び道路の配

置に変更が生じたために変更申請がなされたものでございます。

排水計画及び被害防除の計画につきましては、当初の計画と同様の措置がなされることを確認いたしております。

担当地区の農業委員、推進委員の現地審査も踏まえ、書類審査を行いました、問題無いものと判断しております。御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

**日比生副会長** 続きまして、4号議案の審議番号1番から説明をいたします。地図ナンバー7番でございます。

転用の目的は農家住宅を建築するものでございます。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地と判断しておりますが、転用目的は農業の振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、西側の水路へ放流されます。

污水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存の石積み及び新設のコンクリートブロックを利用して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号2番にまいります。地図ナンバー8番でございます。

転用の目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地と判断しておりますが、転用目的は農業の振興に資する施設であるために不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、北側道路側溝へ放流されます。

污水生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設いたしまして、土砂の

流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号 3 番にまいります。地図ナンバー 9 番でございます。

転用の目的は農産物加工場及び販売所を建築するものでございます。

農地区分につきましては、農用地であります。転用目的は農用地利用計画に指定されました用途に寄与するものでありまして、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側及び西側の水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、大型コンクリートブロックを新設いたしまして、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号 4 番にまいります。地図ナンバー 10 番でございます。

転用の目的は分家住宅でございます。

農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございますので、第 1 種農地であります。当該農地は土地改良事業により非農地化されておまして、公益性が高いと認められる事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁を新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

続きまして、審議番号 5 番に入ります。地図ナンバー 11 番でございます。

転用の目的は自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、10ha 以上の規模の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地であります。転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、東側水路へ放流されます。



汚水生活雑排水は、合併浄化槽を経由して、東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを建設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 6 番にまいります。地図ナンバー12 番でございます。

転用目的は、自己用住宅でございます。

農地区分はおおむね 10ha 以上の規模の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地であります。転用目的は農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次にまいります。審議番号 7 番です。地図ナンバー13 番でございます。

転用の目的は集合住宅 2 棟 10 戸を建築するものでございます。

農地区分につきましては、田主丸総合支所が 1km 以内の農地で、宅地化率 40%を超える範囲に位置しているために第 2 種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡及び水路を経由して、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設いたしまして、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

それでは、審議番号 8 番にまいります。地図ナンバー14 番です。

転用目的は進入路を設置するものです。農地区分につきましては、田主丸総合支所から 1km 以内の土地で、宅地化率 40%を超える範囲に位置しているため、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、進入路の両側に新設する道路側溝を経由して、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生をいたしません。

被害防除は道路の側溝により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 9 番です。地図ナンバー15 番でございます。

転用の目的は自己用住宅でございます。

農地区分は田主丸総合支所から 1km 以内の農地で、宅地化率 40%を超える範囲に位置しているため、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、既設の溜枡を経由して、南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に、審議番号 10 番にまいります。地図ナンバー16 番です。

転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分につきましては、農用地区域内の農地で、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、地下浸透により処理されます。

汚水生活雑排水は発生をいたしません。

被害防除につきましては、申請地は周囲の土地よりも地盤が低いため、土砂の流出のおそれはございません。

なお、設置される発電設備は、高圧用であるために申請地の周辺にフェンスを設置する計画でございます。

次に、審議番号 11 番でございます。地図ナンバー17 番でございます。

転用目的は建売住宅を建築するものです。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、甲種、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地でありまして、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、北側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、北側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に、審議番号 12 番にまいります。地図ナンバー18 番です。

転用目的は自己用住宅です。

農地区分は農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種、第 3 種といずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡及び既設水路を経由して、南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、南側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

審議番号 13 番にまいります。地図ナンバー19 番です。

転用目的は自己用住宅でございます。

農地区分はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地であります。転用目的は農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定を該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡及び既設水路を経由して、東側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

次、審議番号 14 番でございます。地図ナンバー20 番でございます。

転用目的は自己用住宅を建築するものですが、申請地の一部が駐車場として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m 以内に幼稚園、小学校がある農地でございますので、第 3 種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、北側水路へ放流されます。

生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防

ぐ計画です。

続きまして、審議番号 15 番、地図ナンバー 21 番でございます。

転用の目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分はおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり  
ますので、第 1 種農地でございますが、転用目的は農業の振興に資する施設で  
ありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、北側水路へ放流  
されます。

汚水生活雑排水につきましては、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既存の石積み及びコンクリートブロックを新設して、  
土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 16 番、地図ナンバー 22 番でございます。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分は都市計画法に規定する用途区域内にある農地のため、第 3 種農地と  
判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して、西側道路へ放流  
されます。

汚水生活雑排水は、合併浄化槽を経由して、西側道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、既存及び新設のコンクリートブロックで土砂の流出  
を防ぐ計画です。

全ての審議案件につきましては、排水承諾等添付書類を確認いたしております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました  
が、問題がないものと判断をいたしたところでございますので、御審議のほど  
をよろしくお願いいたします。

以上です。

**諸藤副会長** 続きまして、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 23 番で  
す。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地であります

ので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、東側側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、北側、東側は既存のコンクリートブロックを利用し、南側、西側はコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 18 番について説明いたします。地図ナンバーは 24 番です。

転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により、南側の側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にフェンスを新設するとともに、のり面施工をし、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 19 番について説明いたしますが、第 3 号議案第 2 番と関連する案件でございます。地図ナンバーは 6 番と 25 番です。

当初の申請では、譲渡人が自己用住宅として設置するものとして、平成 12 年 1 月 31 日に農地法第 5 条の許可を得ておりました。計画変更の理由につきまして、譲渡人が県外に転勤することになり、自己用住宅の建築を断念されたため、当該土地を利用し新たに 2 名の方が自己用住宅を建築するための変更申請となります。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下または申請地内に新設する溜枡を経由し、南側及び東側の水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設するとともにのり面を保護し、素堀溝を設けることにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 20 番について説明いたします。

第 3 号議案、第 2 番と関連するもので、もう一つの案件であります。地図ナンバーは 6 番と 26 番です。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますのもで、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、南側側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、北側、西側は既存のコンクリートブロックを利用し、東側はコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 21 番について説明します。地図ナンバーは 27 番です。

転用目的は露天資材置場として利用するものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、南側側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 22 番について説明いたします。地図ナンバーは 28 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分について、都市計画法に規定する用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断をしております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、西側側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水排水と同様に道路側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、北側、東側は既存のコンクリートブロックを利用し、南側はコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 23 番について説明いたします。地図ナンバーは 29 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的は地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水排水と同様に側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 24 番について説明いたします。地図ナンバーは 30 番です。

転用目的は宅地分譲 4 区画を行うものです。

農地区分については、都市計画法に規定する用途区域内にある農地でありますので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を経由して、南側側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を新設する計画となっております。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 25 番について説明いたします。地図ナンバーは 31 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりがある区域内にある農地であります

ので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水排水と同様に水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 26 番について説明いたします。地図ナンバーは 32 番です。

転用目的はコインランドリーを設置するものです。

農地区分については、申請地が西鉄犬塚駅から 700m の区域にありますが、この区域については宅地化率が 42.12%であり、40%を超えておりますので、第 2 種農地であると判断しております。

雨水排水につきましては、新設の側溝を経由し、北側の水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、雨水排水と同様に水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号 27 番について説明をいたします。地図ナンバーは 33 番です。

転用目的は霊園駐車場の敷地を拡張するものですが、申請地の一部を既に霊園駐車場の敷地として利用されておりましたので、始末書つきの申請となっております。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定をに該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除につきましては、のり面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。



ります。

続きまして、審議番号 28 番について説明いたします。地図ナンバーは 34 番です。

転用目的は自己用住宅を建築するものです。

農地区分については、10ha 以上の広がりのある区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する溜枡を経由し、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水排水と同様に水路へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

全ての申請案件につきまして、排水承認等添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ書類審査を行いました。問題が無いものと判断しております。御審議のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑のある方はお願いいたします。質疑ありませんか。

**手島委員** 手島と申します。被害防止について、どういうことを、どんなふうを検討したのか、ちょっと説明していただきたいと思う。具体的に話しますと、私が今入るところは具体的に農作業ができないような状態になっている。音の問題やにおい問題は実際に発生しているが、そういうことを事前に知らせることは無かったから、新しく入った人が全くそのこと知らないで、農作業を行ってそういう問題が発生すると迷惑と感ぜられてしまう。だから、被害防止のところは、もうちょっと検討しないと借り手も作業ができない。朝早く田を起したらうるさいと言われ、肥料をまいたら匂いが臭いと言われる。農振地区で農作業するのに全く支障が出るということについては大変な迷惑なのですよ。

その辺についてはどんな形で被害防止を実施しているかということを知りたいから、聞いたのです。

**議 長** そこについては、農業委員会の方では、農業委員さんを交えて、そのことを話して、解決するというのが今までやってきたことではありますが、そういった被害防止がですね、我々も法人の方で防除作業をします。その時には声かけをして、そういった対策をとって合意をするというようなこと。洗濯物が干されてあれば、洗濯物を片付けてもらうとか、何日ごろに何をどういった形でやりますという報告を出して、本人等に承諾をとって、やるようになっておるといような内容ですけども、そういったクレームがくるということは、これはよく本当に考えなければならないことと、私も農家として思いますので、その辺については、十分話し合いをして、解決に向けた話し合いをしながら進めていかないと、なかなか、こういった、今、農振地域のそばに家ができるとか、そういった許可が農業委員会もできるわけですから、今日もたくさんの案件が、そういうような農業の振興に寄与するであるとか、そういうようなことで出ております。仕方ない形でございますから、そういったのは、ここでお互いに話し合いをしながら解決をしていかないと、なかなか難しい問題、ここで、こうしますという回答はできないかと、私も農業委員としてできないということでございますので、審査するとき、そういった形で十分精査をしながらやらないといけないんじゃないかなというように思うところであります。こうしますというように、きちんと出るような案件じゃございませんので、そういった形で、できれば、ご了承いただきたいというふうに思います。よろしいですか。

**手島委員** こういった審査会議を開いたときに、どういう問題が起こるかということを知りたい。1件1件話し合いながら解決していかないとだんだん農業ができなくなってくる。私のところは、そういうところがいっぱいある。

**議 長** 確かにだんだん農業ができないような形になっています。我々も農業委員会、農業委員として優良農地を守るため、農業としても、農業者としても考えてい

かなくちやいかん、行政も考えていかなくちやいけない問題だろうというふう  
に思いますので、十分その辺については、ここで、総会でどうのこうのじゃな  
くして、現地で、皆さん方が確認をしてやってください。そうしないと、そこ  
で、そういった事態が起きても、回答ができないと思います。ですから、現地  
調査、そういった形の中で、皆さん方が判断をしてというようなことでなけ  
れば、私どもはできないだろうと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ほかにございませんか。

「なしの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたし  
ます。なお、採決に当たりましては、第 3 号議案と 4 号議案に分けて採決をい  
たします。

それでは、「第 3 号議案 農地転用計画変更承認申請について」、賛成の方は  
挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第 3 号が可決されました。  
続きまして、「第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、  
賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 4 号議案は可決されました。  
続きまして、「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候  
補者名簿への登録申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、13 ページをお願いいたします。

「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されましたので、付議いたします。

今回、推進区ごとに記載しております。

第 1 区、1 番 1 件です。

1 番、申請人、太郎原町、\*\*\*\*\*、経営面積、25,019 m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

第 5 区、2 番、3 番の 2 件です。

2 番、申請人、三潞町田川、\*\*\*\*\*、152,858 m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

3 番、申請人、三潞町早津崎、\*\*\*\*\*、経営面積、28,550 m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

16 ページをお願いいたします。

市外、4 番、1 件です。

4 番、申請人、佐賀県三養基郡みやき町、\*\*\*\*\*、経営面積、25,530 m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

なお、13 ページ、2 番につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に該当しており、今回は農地所有適格法人である\*\*\*\*\*の構成員の\*\*\*\*\*が農地を取得し、法人に貸し付けるものです。そのようなことから、今回の名簿登録につきましては、申請人個人の登録ではなく、\*\*\*\*\*の構成員としての登録をさせていただいております。

なお、農業に従事する経営面積につきましては、法人の構成員としての登録となりますので、議案に掲載しております、従事者数、経営面積、資本ですが、法人の内容となっております。

以上で説明を終わります。

事務局 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第 5 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 5 号議案は可決されました。  
続きまして、「第 6 号議案農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 15 ページをお願いいたします。

「第 6 号議案農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出がありましたので、付議いたします。

第 1 区、1 番、2 番の 2 件です。

1 番、申出人、大善寺町夜明、\*\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。あっせん対象地、大善寺町夜明、田、2,609 m<sup>2</sup>、あっせん委員は柿本 正信推進委員です。

2 番、申出人、安武町安武本、\*\*\*\*\*、名簿登録者からの申し出です。あっせん対象地、安武町安武本、田、4 筆、計 6,834 m<sup>2</sup>、あっせん委員は亀山 俊一推進委員です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
続きまして、「第7号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。

「第7号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

1、所有権移転、5件、2、利用権設定、農地中間管理事業関係、9件です。

17ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から、18ページ、4番までの4件です。

1番、所在、善導寺町飯田、田、1,681 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在、善導寺町飯田、畑、1,239 m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

3番、善導寺町飯田、善導寺町島、善導寺町与田、畑、田、7筆、計9,715 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

18ページをお願いいたします。

4番、所在、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、田、2筆、計3,087 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

第3区、5番、1件です。

5番、所在、北野町守部、田、2筆、計6,651 m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れとなります。

19ページをお願いいたします。

2、利用権設定、農地中間管理事業関係。

こちらは総計のみ説明させていただきます。右下の総計をご覧ください。

契約年数 10 年未満、契約件数、3 件、筆数、6 筆、設定面積 20,662 m<sup>2</sup>、契約年数 10 年以上、契約件数、6 件、筆数、17 筆、設定面積 28,990 m<sup>2</sup>、合計いたしますと契約件数、9 件、筆数、23 筆、設定面積 49,652 m<sup>2</sup>となります。

以上、所有権移転 1 番から 5 番、利用権設定、農地中間管理事業の 9 件の各案件につきましては、経営面責や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えています。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第 7 号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第 7 号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。

続きまして、「第 8 号議案 農業委員会等に関する法律第 13 条の規定に基づく同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 20 ページをお願いいたします。

「第 8 号議案 農業委員会法に関する法律第 13 条の規定に基づく同意について」久留米市農業委員会の委員、中村 彩より、下記のとおり辞任届の提出があり、農業委員会等に関する法律第 13 条の規定に基づく、農業委員会の同意を求め

られたので、付議いたします。

1、辞任申出農業委員、18番、中村 彩

2、辞任申出理由、一身上の都合によるものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑が無いようですので、質疑を終わります。

私の方から一言だけは事務局の方をお願いをしておきます。

一人欠員になります。総会が一人欠席になります。そういうことからして、規定には定数 24 人までとありますので、できれば、今後また何カ月かかるかわかりませんが、そういった形で 24 人という定数を守りたいというような希望を私の方から声を出していこうと思っております。

欠員ということを考えます。欠員が出た中では仕方ないので、定数が 23 人でもやっていこうというような暗黙の意見があります。久留米市の農業委員会につきましても、大体は本来 100 人近くあったのですが、44 人定数にまでなりました。さらに、その半数というような形になりましたので、できれば、また補充ができればというふうに思っておりますので、そういうことで、私からは要望をしていくつもりでございます。

それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、採決いたします。

第 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございました。全員挙手により 8 号議案は可決されました。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理の専決について



て」、「報告第 2 号農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出の受理の専決について」、「報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、「報告第 4 号農地移動適正化あっせん事業について」までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

質疑が無いようですので、報告第 1 号から報告第 4 号までの報告事項を終わります。

次にお諮りをいたします。総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を有するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「異議なしの声」

**議 長** 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録指名委員の指名をいたします。

久留米市農業委員会会議規則第 10 条第 2 項の規定により 2 番、池田 清茂委員、14 番、田中 文委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。